

# 道民の皆様へのお願い

年末年始や冬休みが終わり、生活が通常モードに切り替わる中、道内は引き続き高い感染レベルにあり、季節性インフルエンザも流行入りしているため、道民の皆様には今一度、基本的な感染防止行動の徹底をお願いします。

## 基本的な感染防止行動の徹底

- ①混雑する場面などにおける基本的な感染対策を再徹底  
(三密回避、手洗い等の手指衛生、適切なマスクの着脱等)
- ②高齢者や基礎疾患のある方、そうした方々と会う方の双方が基本的な感染対策を再徹底
- ③普段と異なる症状がある場合は、外出・出勤・登校・登園等を控え、発熱等の症状がある場合は、自己検査を実施し、陽性者登録センター<sup>\*</sup>等を活用
- ④飲食では、大声や長時間の回避、会話する際のマスク着用
- ⑤屋内等では、室内温度に留意し十分な換気を実施
- ⑥無症状で感染に不安を感じるときは、ワクチン接種の有無にかかわらず検査。特に高齢者や基礎疾患のある方と接する場合には事前に検査

## 冬のイベントなど接触機会が増える場面では 基本的な感染防止行動をより一層徹底

※札幌市、函館市、旭川市、小樽市にお住まいの方は、各市のホームページをご覧ください。

### ワクチン接種

- ・オミクロン株対応ワクチンの速やかな接種を検討  
(季節性インフルエンザワクチン接種についても検討)

### 日頃からの備え

- ・解熱剤、検査キット、体温計、食料品・日用品の準備

# 道民の皆様、事業者の方々へのお願い

<b>道民</b> <small>道内に滞在される方</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○混雑する場面などにおける基本的な感染対策を再徹底（三密回避、手洗い等の手指衛生、適切なマスクの着脱等）。特に冬のイベント等で接触機会が増える場面では、基本的な感染防止行動をより一層徹底</li> <li>○他の都府県への移動に際しては、基本的な対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控える</li> <li>○救急外来及び救急車の利用は、必要な場合に限る</li> <li>○普段と異なる症状がある場合には、外出、出勤、登校・登園等を控えることを徹底</li> <li>○飲食では、大声や長時間の回避、会話する際のマスク着用</li> <li>○飲食の際は、北海道飲食店感染防止対策認証店等を利用し、飲食店等の感染防止対策に協力</li> <li>○高齢者や基礎疾患のある方、そうした方々と会う方が基本的な感染対策を再徹底</li> <li>○高齢者や基礎疾患のある方と接する場合の事前検査</li> <li>○感染を疑う症状のない場合であって、感染に不安を感じるときは、ワクチン接種の有無にかかわらず、検査を受ける             <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染を疑う症状のある場合であって、診察の希望のある方、65歳以上の方、基礎疾患のある方、妊娠している方などは、かかりつけ医に連絡。かかりつけ医がない場合は「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」に連絡</li> <li>・感染を疑う症状のある場合であって、65歳未満で症状が軽く、自己検査を希望する方などは、「北海道陽性者登録センター」に連絡し、自己検査を実施</li> </ul> </li> <li>○オミクロン株対応ワクチンの速やかな接種を検討（接種できる時期が来た際には、早期の接種を検討。また、季節性インフルエンザワクチン接種についても検討）</li> <li>○小児ワクチン等の接種を検討</li> <li>○解熱剤、検査キット、体温計、食料品・日用品の準備</li> <li>○屋内等では、室内温度に留意し十分な換気を実施</li> </ul>
<b>高齢者施設等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等と面会する際は、オンライン面会を実施するなど「介護現場における感染対策の手引き」等に基づく対応を徹底するとともに、保健所をはじめ道・市町村の関係部局と連携し、感染管理や医療に関する支援体制をより一層確保</li> <li>○感染状況に応じ職員の頻回検査を行うとともに、体調管理を徹底し、体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保</li> <li>○感染の発生に備えた研修を実施するとともに、希望する職員のワクチン接種等が進むよう配慮</li> </ul>
<b>学校</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動等における感染防止対策を徹底し、それでもなお感染リスクが高い活動は、実施を慎重に検討</li> <li>○宿泊を伴う教育活動は、感染防止対策を徹底するほか、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施</li> <li>○部活動は、健康状態の多重チェックなどの感染防止対策を徹底。また、対外試合等は、各団体等のガイドラインに基づき、移動・更衣等の場面も含め対策を徹底</li> <li>○感染状況に応じた教職員の頻回検査等を行うとともに、希望する教職員のワクチン接種等が進むよう配慮</li> <li>○大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的実施等による学習機会の確保の両立に向けて適切に対応。また、校外活動等に係る感染防止対策や学生等への注意喚起を徹底</li> </ul>

<b>保育所等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所における感染症対策ガイドライン等に基づき、基本的対策を徹底するとともに、発熱等の症状がある児童の登園自粛等を徹底</li> <li>○感染状況に応じ職員の頻回検査を行うとともに、体調管理を徹底し、体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保</li> <li>○感染の発生に備えた研修を実施するとともに、希望する職員のワクチン接種等が進むよう配慮</li> </ul>
<b>事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業継続計画（BCP）の策定、点検など、事業継続に支障が起きないための必要な取組を実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク（在宅勤務）等の推進</li> <li>・濃厚接触者でない接触者に対する出勤停止を要請しないことを周知</li> <li>・一時的に業務が実施できない場合があることやその時の対応について、事前に、住民や取引先や顧客等に示す</li> </ul> </li> <li>○業種別ガイドラインの遵守</li> <li>○人が集まる場所での適切な換気や入場者の整理など感染対策を徹底</li> <li>○道の事業展開を通じた事業者と利用者双方による感染拡大防止の取組の普及・定着</li> <li>○希望する職員のワクチン接種等が進むよう配慮</li> <li>○職場等において療養開始時に検査証明を求めないことの周知</li> </ul>
<b>飲食店等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染防止対策チェックリスト項目を遵守</li> <li>○北海道飲食店感染防止対策認証制度（第三者認証制度）の認証の取得</li> <li>○飲食店において十分な換気や、座席の間隔の確保又はパーティションの設置等を実施</li> </ul>

## イベントの開催

感染防止安全計画	人数上限	収容率
策定なし	5,000人又は 収容定員50%以内の いずれか大きい方	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)
策定あり	収容定員まで	

※人数上限は、人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たすことが必要）

※感染防止安全計画には、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載（参加人数が5,000人超であって収容率50%超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出）

※イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください

# 新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針に係る変更内容の概要

## イベント等の開催制限

- 都道府県は、当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底等を行うものとする。  
また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、地域の実情に応じ、以下を目安とする規模要件等を認定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。
  - ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を**100%とすることを基本とする。**
  - ・ それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限を**100%とすることを基本とする。**  
この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することとする。

## 北海道におけるイベントの開催制限について

**収容率上限を100%とすることを基本とする**

### 変更前

感染防止安全計画	人数上限	収容率	
策定なし	5,000人 又は 収容定員50%以内の いずれか大きい方	大声なし	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)
		大声あり	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)
策定あり	収容定員まで	100%以内(大声なしが前提)	

### 変更後

感染防止安全計画	人数上限	収容率
策定なし	5,000人 又は 収容定員50%以内の いずれか大きい方	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)
策定あり	収容定員まで	

※感染防止安全計画の策定等による**基本的な感染対策の実施が前提**

※緊急事態措置区域及び重点措置区域はこれまでどおり「大声あり50%以内、大声なし100%以内」